

新しい生活をスムーズに!

◆日曜日開庁します!

● 期日

3月25日

4月1日

● 時間

午前9時～午後5時



◆時間延長します!

● 期日

3月29日(木)・30日(金)

4月2日(月)・3日(火)・4日(水)

● 時間

午後5時15分～午後7時

◆対象となる窓口と業務内容

窓口	業務内容(転出・転入・転居などに伴うものが中心です)
市民課 (☎ 23-7700)	○転出・転入・転居などの手続き、住民票・戸籍などの証明書発行、印鑑登録 ※外国人登録、住基カード、公的個人認証、広域証明、旅券事務は取り扱いできません。
国保年金課 (☎ 23-7701)	○国民健康保険、国民年金に係る手続き ※3月29日(木)は午後8時30分まで国保税の納税相談も行います。
生活環境課 (☎ 23-6732)	○指定ごみ袋購入券・ごみ収集カレンダーの交付 ※ごみ袋の減量報償金の交付は、4月2日(月)から取り扱います。
福祉政策課 (☎ 23-7735)	○福祉医療、障がい者手帳および自立支援に係る手続き
高齢福祉課 (☎ 23-8993)	○介護保険、後期高齢者医療に係る手続き
子ども家庭課 (☎ 23-8965)	○保育園、子ども手当などに係る手続き
水道課 (☎ 23-7707) 下水道課 (☎ 23-7708)	○上下水道の使用に関する受付(開始、休止、名義変更など) ※当日は受付のみで、水道の開栓および休止の作業は行いません。 ※3月29日(木)は午後8時30分まで料金納付相談も行います。

入学・転勤などで新生活が始まる方が多いこの時期、市役所は転出・転入・転居などの手続きのため毎年多くの方で混み合います。この期間中、これらの手続きに関係する一部の窓口業務を日曜日に取り扱います。また、あわせて平日の窓口業務時間も延長します。ご利用ください。

市役所の一部窓口を年度末・年度始めの日曜日に臨時開庁します。
平日も一部窓口を臨時に時間延長します。

※各地域事務所、西部支所では、休日開庁と窓口時間延長は行いません。

◆照会先 企画政策課 ☎ 23-7014 FAX 23-7744